

# 総務常任委員会

平成29年2月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	植村 俊彦
総 務 課 長	加藤 恵三	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
財 政 課 長	福居 哲也	同 係 長	柳井孝一朗
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	藤川 岳志	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
生涯学習課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を始めます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、小林委員、伴委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度の整備工事の進捗状況につきましては、これまでに塔および金堂の基壇整備工事や調整池の整備工事をほぼ終え、あずまややベンチなどの休養施設の設置工事や広場における植栽工事などを進めているところでありまして、3月17日までの工期内に予定どおり終了する予定であります。また、来年度の平成29年度は、整備の5か年計画の最終年度となりますことから、残り全ての工事の実施を予定しております。その主な工事概要としましては、広場における植栽工や園路工、塔基壇南側の説明板設置などの学習施設工、調整池西側に建築予定の便益施設工、トイレ等、倉庫等の建物であります。便益施設工などでございます。

次に、法隆寺若草伽藍跡中門推定地における発掘調査についてであります。この調査につきましては、昨年の年末に議員皆さまに文書でお知らせいたしまして、1月6日に記者発表を行った上で、同10日から作業を開始しております。今般の調査地は、昭和14年及び昭和40年から50年代の発掘調査成果によりますと、若草伽藍の中軸線上に当たり、中門の存在が推定をされているところであります。また、明治時代初めごろの古図にはお社が祭られ、法隆寺または周辺住民によって聖徳太子ゆかりの土地として保存顕彰されてきたことがうかがえる土地でもあります。今回の調査は、調査地内の既存建物以外の空閑地を利用して、試掘調査により中門等遺構の有無などを確認する作業を実施しております。なお、調査は3月末で終了する予定で、これまでの調査では、飛鳥時代の遺構面がかなり削られているようでありまして、顕著な遺構や遺物は見つかっていないところであります。今後、貴重な調査成果が判明しました際にはご報告させていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日本遺産認定についてであります。先ほどもございましたが、昨年の12月20日に第4回となります文化庁協議を行いますとともに、作業部会や幹事会を経まして、1月31日に太子道日本遺産認定推進協議会の総会が開催され、認定の申請書類について最後の話し合いが行われました。そして、奈良県教育委員会を經由し、2月2日、先ほどちょっと2月4日というのがございましたが、2月2日に文化庁へ申請したところでございます。今後の予定であります。日本遺産審査委員会におきまして審議がなされ、4月下旬ごろにその結果が判明することとなっております。

次に、小田原との交流事業として開催いたしました二宮尊徳講演会についてであります。こちら先ほどございましたが、昨日2月19日に中央公民館におきまして、小田原市の歴史・文化について認識を深めていただくことを目的に、小田原市出身の偉人で全国的にも有名な二宮尊徳について、二宮金次郎さんと言ったほうが親しみやすいかもしれませんが、その方について、小田原市尊徳記念館の湯浅浩副課長によりご講演いただき、40名の方にご参加いただいたところあります。

次に、平成25年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についてであります。こちら先ほどもございましたが、今回の発掘調査につきましても、豊島直博准教授のもと、奈良大学の学生が従事いたしまして、本日、2月20日から3月31日までの期間で実施を予定しております。今年度の調査は、墳丘の東側の張り出し部、前方後円墳ではないかという話ですけども、そのあたりの再確認と、南側及び西側における墳丘、それから周濠の確認を目的としているところでございます。

最後に、平成29年度の史跡藤ノ木古墳の石室特別公開について、日程が決まりましたので、ご報告申しあげます。春季、春のほうは、ゴールデンウィーク期間中の4月29日、祝日の土曜日から30日の日曜日まで、秋季、秋は10月28日土曜日と29日日曜日、それぞれ2日間ずつ開催いたします。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町地域防災計画(修正素案)について、理事者の報告を求めます。加藤総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項(1)斑鳩町地域防災計画(修正素案)について、ご説明をさせていただきます。

今回の地域防災計画の修正につきましては、平成23年3月に発生い

たしました東日本大震災、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害、平成27年9月の関東・東北豪雨による水害等における災害対応等の問題点を踏まえ、国における防災基本計画の見直し、災害対策基本法の防災関係法令等の改正、奈良県地域防災計画の見直し等が行われましたことにより、本町の地域防災計画を修正するものでございます。

主な見直しのポイントでございますけれども、1つとして、市町村災害対策本部機能の喪失または著しい低下等への対応、2つとして、中・長期にわたる災害対応、3つとして、物資等の備蓄・輸送等、4つとして、都道府県等の区域を超えた災害時の相互応援協定の締結、5つとして、住民の防災意識向上のための普及啓発、6つとして、避難所の管理・運営、7つとして、応急仮設住宅の運営管理、8つとして、避難行動要支援者の避難行動支援、9つとして、指定緊急避難場所・指定避難場所の指定、10として、避難勧告等の具体的な発令基準の見直しとなっております。

計画の変更内容をご説明させていただく前に、計画の全体構成を説明をさせていただきます。資料1-1、概要をごらんいただけますでしょうか。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ、I総則として、赤字で標記をしておりますけれども、I-1計画の基本方針、I-2計画の目標、2ページにお移りをいただきまして、I-3町域の概況、I-4災害の想定、3ページに移って、I-5防災関係機関の業務の大綱、I-6住民・事業所等の基本的責務、4ページに移って、I-7計画の運用、次に、II災害予防対策といたしまして、II-1災害に強いまちづくり、5ページに移って、II-2災害に備えた防災体制の確立、6ページでは、II-3地域防災力の向上となっております。

次に、7ページにお移りをいただきまして、III地震災害応急対策として、III-1初動期の応急活動、8ページに移って、III-2応急復旧期の活動、9ページにお移りいただいて、IV地震災害復旧・復興対策といたしまして、IV-1生活の安定、10ページでは、IV-2復旧・復興の基本方針、次に、V南海トラフ地震に関する防災対策推進計画として、V-1総則、11ページでは、V-2災害対策本部の設置等、V-3地震

発生時の応急対策等、V-4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、V-5 防災訓練計画、12 ページでは、V-6 地域防災上必要な教育及び広報に関する計画、V-7 地域防災力の向上、V-8 広域かつ甚大な被害への備え、次に、VI 風水害応急対策として、VI-1 災害警戒期の活動、13 ページでは、VI-2 災害発生後の活動、14 ページでは、VI-3 災害復旧期の活動、15 ページでは、VII その他災害応急対策として、VII-1 大規模火災、16 ページでは、VII-2 突発重大事故等、次に、VIII 風水害等災害復旧・復興計画として、VIII-1 生活の安定、17 ページでは、VIII-2 復旧・復興の基本方針となっております。

計画の全体構成としては、現計画と大きな変更は行っておりません。

それでは、今回の主な修正箇所につきまして、資料1-2のほうでご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1 枚目が総則・災害予防対策、第1編 総則となっております。

目次をめくっていただきまして、ページ番号1-1、第1章 計画の基本方針では、第3節 計画の基本方針を新たに設けております。内容といたしましては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する減災の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項を中心に定めるものであり、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めることを本計画の基本方針としております。

次に、ページ番号1-9から1-11にかけて、4章 災害の想定では、第1 地震災害では、奈良県が平成16年10月に公表した第2次奈良県地震被害想定調査報告書に基づき、9ページのほうで想定される地震、11ページでは想定される地震についてのそれぞれの被害想定を記載をしております。

1 ページお戻りいただきまして、10ページでは、第3 土砂災害では、現時点で土砂災害警戒区域に指定されている内容を記載をしておりますが、本年3月末に奈良県で区域等の見直しが予定されておりますこ

とから、指定後は、その内容に変更を予定をしております。

次に、第2編 災害予防対策に移り、第1章 災害に強いまちづくりでございます。ページ番号が1-38、第4節 風水害予防対策の推進では、次の1-39、第2 水害防止対策の2つ目でございます。浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保として、国及び奈良県において公表されている浸水想定区域に基づき、洪水に対する備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う旨、項目の追加を行っております。

次に、ページ番号1-51、第9節 原子力災害対策の推進として、斑鳩町は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30キロ圏内の原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域、原子力災害対策重点区域には位置をしておりますが、原子力発電所立地県からの避難者の対応等についての検討を行う旨、項目の追加を行っております。

次に、ページ番号1-52、第2章 災害に備えた防災体制の確立、第1節 総合的防災体制の整備では、第1 関係機関等との連携体制の整備として、奈良県との連携、自治体相互の応援体制の確立に修正をさせていただいているとともに、ページ番号1-55、第4 防災中枢機能等の確保・充実として、大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるための業務継続計画、BCPの策定に関する項目を追加をしております。

次に、第2節 情報収集伝達体制の整備にお移りいただき、ページ番号1-61、第5 災害広報体制の整備では、要配慮者、帰宅困難者等を含め、情報伝達手段の多様化・多重化を図り、住民等への情報提供体制の充実を図る旨、項目の追加を行っております。

次に、ページ番号1-77から79にかけてでございます。第8節 避難収容体制の確立では、災害対策基本法の改正に伴う避難所の整理といたしまして、指定緊急避難場所、指定避難所の位置づけを行いますとともに、ページ番号1-80、3 避難所の施設・設備の整備では、高齢者、障害者、女性等、多様な避難者に配慮した施設の整備、次の81ページでは、5 避難所生活長期化に対応した環境整備として、高齢者や

障害者、女性、子どもなど多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る旨、項目を追加をしております。

次に、ページ番号1-82、第4 避難誘導體制の整備の3番目、屋内での待避等の安全確保措置として、災害が発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨の項目を追加をしております。

次に、ページ番号1-84、第9節 孤立集落対策として、1 通信の確保、2 集落体制の強化、3 孤立集落における輸送体制について記載し、孤立集落対策についての項目を追加をしております。

次に、ページ番号1-106、第3章 地域防災力の向上、第1節 防災意識の高揚の107ページ、第2 学校等における防災教育として、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施することとし、その内容の充実を図っております。

次に、ページ番号1-111、第2節 自主防災体制の整備では、住民等による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域単位等における自主防災体制の整備に努めることとし、自主防災組織の平常時の活動、災害発生時の活動等について具体的な活動内容を示し、自主防災組織への支援・育成について、その内容の充実を図っております。

次に、ページ番号1-115、第3節 要配慮者の安全確保では、見出しを災害弱者対策から要配慮者の安全確保に変更を行い、災害対策基本法の改正を踏まえ、次の116ページまで、避難行動要支援者、災害発生時に自ら避難することが困難な者の安全確保のため、避難行動要支援者名簿の作成、情報の更新、名簿の適正管理と提供、情報連絡手段の整備、個別避難支援計画の作成について、関する項目を追加をしております。

次に、ページ番号1-121、第4節 帰宅困難者対策では、大規模地震等により交通機能が停止した場合の帰宅困難者対策の推進に関する

項目について、追加をしております。

次に、地震災害応急対策、第1章 初動期の応急活動でございます。ページ番号が2-42、第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備の、第6 支援体制の整備では、災害発生時における他の市町村等への応援要請に加え、他地域での災害発生時における支援体制の整備に関する項目を追加をしております。

次に、ページ番号2-74、第11節 緊急輸送活動・交通規制、第5 交通規制では、10 放置車両等に対する措置として、災害発生時に道路上に放置車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、運転者等に対する車両の移動等の命令、運転者がいない場合は道路管理者が自ら車両の移動を行う等、放置車両等に対する措置に関する項目を追加をしております。

次に、第12節 避難所の開設・運営、第2 避難所の管理・運営、ページ番号で2-77でございます、4 避難所の管理・運営の留意点では、生活環境への配慮として、高齢者や障害者、女性、子どもなど多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備に関する項目を追加をしております。

また、次の78ページ、第4 在宅被災者等への支援として、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う在宅被災者等への支援に関する項目を追加をしております。

次に、第2章 応急復旧期の活動では、ページ番号2-82でございます、第2節 緊急物資の供給では、熊本地震において、国が都道府県からの具体的な要請を待たないで避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援をされたことを受け、緊急物資の供給に当たって、民間の施設、物流業者のノウハウ等を活用した迅速な供給を行う旨、項目の追加を行っております。

また、ページ番号2-85、4 供給方法では、在宅避難者への物資の供給方法として、近隣の避難所へ登録をし、みずからが避難所で受け取ること、また、みずから受け取りに行けない高齢者・障害者等へは、

近隣住民・ボランティア等により配布する旨、項目の追加を行っております。

次に、第3節 保健衛生活動では、ページ番号2-88、第3 保健維持活動に関する項目を追加し、被災者の健康維持に関し、巡回相談や心の健康相談等を実施するとともに、避難生活におけるエコノミークラス症候群の予防対策に関する項目を追加しております。

次に、第4節 要配慮者等の支援対策では、ページ番号2-93、第3 帰宅困難者支援として、地震の発生に伴う交通機関の途絶により発生が見込まれる帰宅困難者に対する情報提供、避難誘導等の支援に関する項目を追加しております。

次に、第6節 建築物・住宅応急対策では、ページ番号2-111、第4 応急仮設住宅の建設では、仮設住宅の供給に当たっては、高齢者や障害者等に配慮すること、また、第6 民間賃貸住宅の借上げとして、応急仮設住宅戸数が不足する場合、必要に応じて民間賃貸住宅の借上げについて検討する旨、項目を追加しております。

次に、2-113、第8節 応急教育等では、第1 児童・生徒等の安全確保、次の114ページ、第2 緊急措置に関する項目を追加し、授業時間中や時間外、登下校中等、さまざまなパターンでの地震発生を想定し、児童・生徒等の安全確保、避難場所への誘導、被害状況の把握、保護者への情報提供等、緊急にとるべき措置・手順を整理し、これまでのハードを中心とした応急教育にソフトの部分に関する項目を追加しております。

次に、ページ番号2-129、第13節 社会秩序の維持では、災害発生時における被災地での犯罪防止対策等の社会秩序の維持に関する項目について、追加しております。

次に、風水害等応急対策・復旧対策に移り、ページ番号が3-1、第1編 風水害応急対策、第1章 災害警戒期の活動、第1節 気象予警報等の収集・伝達では、ページ番号3-3にかけまして、気象予警報等の発令基準の見直しを初め、大雨特別警報等、気象台から発令される基準の更新を行っております。

次に、ページ番号3-6、本年度、国及び奈良県において見直しが行

われた大和川を初めとした町内河川の水防警報の発令基準の見直しにより、それぞれの判断水位の変更を行っております。

次に、ページ番号3-26からの第5節 応急避難では、ページ番号3-30にかけまして、昨年の台風10号による被害の検証の中で、避難準備情報の意図するところが正確に伝わっていない、あわせて、避難勧告と避難指示の差異がわからない等の理由により適切な避難行動につながらなかったことを受け、本年1月、避難勧告等に関するガイドラインの改定により、避難勧告等の名称について、避難準備情報避難準備・高齢者等避難開始に、避難指示を避難指示（緊急）に変更されたことから、同様に修正を行っております。

ページ番号3-29の一番下のほうの（3）屋内での退避等の安全確保措置として、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる旨、項目の追加を行っております。

次の30ページでは、5 住民に望まれる避難行動として、防災気象情報等の積極的な情報収集、早めの避難、夜間・豪雨時の外部への避難をすることが危険な場合の屋内退避・垂直避難等の避難行動に関する項目を追加しております。

次に、ページ番号3-31から33にかけてでございます。避難勧告等発令基準表といたしまして、本年度に見直しされた大和川を初めとした町内河川の水防警報の発令基準に基づき、避難勧告等発令基準の見直しを行っております。

次に、ページ番号3-37、第2章 災害発生後の活動の以降につきましては、地震災害応急対策の応急復旧期の活動と同様に、それぞれの項目について変更をさせていただいております。

また、ページ番号3-91、第3章 災害復旧期の活動についても同様に、それぞれの項目についての変更をさせていただいております。

以上が、今回の計画の見直しに係る主な修正部分でございます。その他、細かい修正等をさせていただいておりますが、そちらにつきましては、また後ほどこの資料を見ただければと思います。

最後に、今後の防災計画の見直しでございますけれども、この修正素案をもちましてパブリックコメントを実施し、その後、防災会議を開催いたしまして、本年度末での取りまとめを予定をしております。

以上、斑鳩町地域防災計画（修正素案）についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 またゆっくり見せてもらおうと思うんですけども、もともと町内の災害で言うと水害が多いですけども、以前ですね、水路の改修について必要だということで議論していたことがあったんですけども、そのときに、改修計画をつくるのに、この地域防災計画をつくるからってということで、それができるまで待つてほしいっていうのは、たしかそんな議論をしていたと思うんですけども、それについてはこれに反映されているんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 この地域防災計画には、河川改修というのは載っていないです。ただ、今、県のほうで、今、内水排除の、例えば斑鳩町でしたら、三代川水系、富雄川水系に伴う三代川水系ありますよね、これをやっぱり数年間に1度は大きな氾濫があるであろうと、前にもありましたし、三代川でもやはり、ある区間でやはり溢水する箇所もございます。土のうも積んでいきます。そうしたら、それらを総合的にどうしていこうか。また、西のほうもございますので。それを今、県のほうでも、今、流域の内水排除対策、計画いうのを、今、策定中でございます。ただ単に町内の水路だけを整備したところで、その末端で、どっちへもっていくのかとなってきますので、それらも整合した内容にはしていきたいと考えておりますので、それらと一体とした計画に町のほうではなってこようかと考えております。

木澤委員　それ、今、策定しているとして、完成、計画の策定のエンドですね、目標とかっていうのはあるんですか。

副町長　完成年度はまだ県のほうへ聞いておりませんが、今、県のほうでは発注の作業に入っておると。それで、今年度中には発注すると。これ、発注されます。それはもう間違いないです。その完成年度というのはいつ終わることは聞いておりませんが、今、大和川のほうで、遊水地計画ありますわね、斑鳩、安堵、川西町。これらともまた一体的な計画になってきますので。どっちに転んでもそんな遅くはないですけども、早急にはやっていきたいと県のほうでは考えて、今、発注作業に入っておられて、今年度に業者が決まると、こういう状況です。

木澤委員　町内の水路の改修はその整合性を図ってやるってことですけど、町のほうとしても、これまで、水つきしたりとか、被災状況は把握しておられると思いますけども、また、これ、パブリックコメントとったときにですね、地域の方から、ここ直してほしいという声も出てくるかと思っておりますので、それも反映していただいて。

副町長　内水対策、町のほうで、今、浸水対策して、東町池の貯留をためるための工事もやっておりますし、また次の工事もやっていきたいと考えておりますので。それらはそれとして進めておりますので。それについては、以前の河川改修対策ともう連動したもので、東町もやっておりますので。全然手をつけてないわけではないということでご理解をいただきたいと思っております。ちゃんと東町池もやっておりますので、それ以後もやっておりますので。

木澤委員　もう1点だけ。1の116ページのところの、避難行動要支援者名簿の提供ですね、これ、情報提供できるというふうに書いているんですけども、これ、個人情報保護法になるのかな、法改正があつてこういうふうになったのかつていう、そこをちょっと、根拠を知りたいんですけど。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 この情報提供につきましては、これまで、本人同意ということがございましたけれども、災害対策基本法の改正が行われまして、災害発生時においては本人同意なしに情報提供ができるというふうな改正をされているところでございます。

木澤委員 そのこのところは住民さんに、難しいですね、本人同意がなくてもできるっていう答えですけども、どう理解してもらうのかっていうのは難しいと思うんですけども、これ、計画自体はこういうふうに表示しますが、この部分についての周知とか、理解を求めるといふことについては、町はどんなふう考えてはるんですか。

総務課長 そういった個人情報のそういった取り扱いについてでございますけれども、あくまでも提供させていただき、本人同意なしに提供させていただき場合については、災害発生時において、その方の生命・財産等に危険が及ぼす場合ということで限定されております。また、そのときに、相手方に情報提供させていただき場合につきまして、相手方に対するの守秘義務の関係につきましての文書の取り交わし等も含めてさせていただきということで、そういった取り扱いについては十分慎重に取り扱うということで考えております。

木澤委員 災害時にはそういうふうにするということですけども、せやけど事前にやっぱり説明して了解得ておかないと、例えば自治会なんかで自治会長さんとかに、事前に、こういうふうになって、災害時にはこういう対応しますよっていうことで話ししておかないとなかなか難しいと思うんですけども、そういう点については。

総務課長 そういった形につきましても、それぞれ提供させていただき団体等につきましてもご理解等をさせていただきということで考えておりますの

で、慎重に取り扱いをさせていただきます。

委員長           ほかにございませんか。    伴委員。

伴委員           これ、今後、パブリックコメント等を行って、また防災会議でそのあたりまた議論するというお話やったと思います。この防災会議自体には、住民側からは誰か参加される。このメンバー構成とか、これ、どないなっていますねやろ。

総務課長        防災会議のメンバー構成でございます。こちらにつきましては、防災会議条例のほうで定めさせていただいております。会長を町長といたしまして、その他委員につきましては、18人で構成をしております。

                  その委員の内訳でございますけれども、奈良県の知事の部内の職員について2名以内、奈良県警察からの警察官のうち、こちらにつきましても2名以内、町長が職員のうちから任命するものが5人以内、あと、教育長、消防署長、消防団長がそれぞれ1名、あと、指定公共機関、指定地方公共機関、これはNTT、関電等になりますけれども、そちらが3名以内、それと、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者ということで3名以内ということで、合計、町長、会長プラス18人の委員構成となっております。

伴委員           自治会等とか、そういうような格好での住民さんの参加というのはないと。基本的に、消防団長とか、そういう形がやっただいていてというような形で、町民のじかの声って、やっぱりこのパブリックコメントっていうことになってくる。やっぱりこのパブリックコメントというのは、どれぐらいの数を考えて、求めはる数ですわな、それがどんな格好でしようと思えますの。

総務課長        このパブリックコメントのその数につきましては、それぞれ住民の方の反応によって変わってくるところでございます。それと、内容についていろいろ思われるところもいろいろあるかとは思いますが、それに

よって変わってきますので、ちょっと数的には、ちょっとどれぐらい求めるっていう数というのは考えておりません。

委員長 池田副町長。

副町長 パブリックコメントというのは、公民館、もしくはインターネットでこれを開示して、全体的に意見を聞くわけですので、どれぐらいの方が、人数を、意見出されるといというのは、こちらとしてはもう想定できないということで、今、課長が答弁させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

伴委員 そうなってくると、やっぱりこの、求めますということをやっぱりきっちり周知していただくことが大事やと思いますので、そのあたり、よろしくをお願いします。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩町公共施設等総合管理計画(素案)について、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、財政課から、斑鳩町公共施設等総合管理計画(素案)につきまして、ご報告を申し上げます。

資料2をごらんいただけますでしょうか。

初めに、本計画の策定の経緯につきまして、ご説明させていただきます。資料の表紙を1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただけますでしょうか。第1 計画策定の背景と目的のところでございます。

まず、1 背景についてであります。本町における公共施設の状況につきましては、全国の状況と同様に、過去に整備してきたさまざまな

公共施設や道路等のインフラ施設の多くが、建設から相当の年数が経過し、近年、その老朽化対策が大きな課題となっております。また、今後、人口減少や少子高齢化により厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、現在ある全ての公共施設等の維持管理や更新等に係る予算を確保することが将来的に困難になる可能性がございます。さらに、自然災害への不安の高まりや人口減少に伴う利用需要の変化など、時代とともに町民ニーズが大きく変化することから、それらを的確に捉えた公共施設等のあり方を検討することが必要となってきております。このような背景から、平成26年4月に、総務省から全ての自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての通知があり、平成28年度中に今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画を策定することについての要請がされました。

このことから、次の、2 目的についてであります。本町におきましても、将来にわたって町民の皆さんに公共施設を利用していただくために、現在の公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う基本的な方針を定めた本計画を策定することといたしました。

それでは、計画内容につきまして、ご説明させていただきます。

まず、計画の構成についてであります。1 ページ左側の目次をごらんいただけますでしょうか。計画構成は、第1から第7となっております。第1は、先ほどご説明させていただきました計画策定の背景と目的であります。第2は、本町の概況、第3は、公共施設等に関する現状と課題、第4は、本町の公共施設等を取り巻く課題となっております。現状分析等の内容となっております。第5以降が、管理方針などのまとめの内容となっております。第5は、公共施設等の管理に関する基本原則、第6は、公共施設等の管理に関する基本的な考え方で、そして最後に、第7は、フォローアップの実施方針となっております。

続きまして、具体的な内容についてですが、まず、第1の計画策定の背景と目的でございます。1 ページにつきましては、冒頭にご説明させていただきましたので、次の2 ページをごらんいただけますでしょうか。3 計画期間でございますが、平成29年度から平成58年度までの3

0年間としております。

続きまして、本町の概況や財政状況などは省略させていただきまして、15ページをごらんいただけますでしょうか。15ページの2 公共施設等の現状の(1)対象とする公共施設等でございますが、本計画において対象とする公共施設は、下の図のところですが、左側の水色で囲みました、役場庁舎やいかるがホール、学校などの建物を基本としておりますが、右側の水色で囲みました、道路、橋梁、上下水道といった主なインフラ施設についても含むものとしております。

次に、16ページをごらんいただけますでしょうか。本町が保有する公共施設の類型別の保有状況でございます。本計画で対象としている施設は、こちらは建物だけでございますが、56施設で、総面積が9万438平方メートルでございます。下の円グラフのところですが、右側の青い部分の学校教育施設だけで44.2%と半分程度を占めている状況となっております。

次に、21ページをごらんいただけますでしょうか。(3)公共施設の築年別の整備と耐震化の状況でございます。本町では、高度経済成長期の昭和40年代、50年代に整備した施設が多くあり、公共施設の平均築年数を算出しますと、施設単位での平均は約29年、延床面積単位での平均は約34年となっております。施設の耐用年数を60年で考えますと、半分以上経過していることとなりまして、老朽化が進んでいることがうかがえます。

続きまして、23ページをごらんいただけますでしょうか。このページから25ページまでがインフラの整備状況ということで、道路、橋梁、上水道、下水道の状況をまとめているところでございます。こちらの説明は省略させていただきまして、次に、29ページをごらんいただけますでしょうか。

第5 公共施設等の管理に関する基本原則としまして、公共施設等の現在の状況を把握した中での管理に関する基本原則を示しております。公共施設については、まず、①施設総量の縮減として、これは、将来的な人口減少による余剰スペースを活用し、施設機能の集約・複合化等による施設保有量の抑制を図るものであります。次に、②財政的負担の軽

減として、これは、長寿命化や維持管理の効率化を進め、コスト縮減や平準化を図るものであります。次に、③効率的、効果的な施設運営として、これは、サービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、施設運営の最適化を目指すものであります。続きまして、インフラ施設につきましては、①として、長寿命化とライフサイクルコストの縮減、②として、安全、バリアフリー、防災などの必要な機能の確保、③として、安心、安全に利用できるための適切な維持管理を掲げております。

続きまして、30ページをごらんいただけますでしょうか。第6 公共施設等の管理に関する基本的な考え方ではありますが、先ほどの基本原則を着実に実行するための基本的な7つの方針を定めております。1つ目に、点検、診断等の実施方針、2つ目に、維持管理、修繕、更新等の実施方針、3つ目に、安全確保の実施方針、4つ目に、耐震化の実施方針、31ページに移りまして、5つ目に、長寿命化の実施方針、6つ目に、統合や廃止の推進方針、7つ目に、総合的かつ計画的な管理の実現方針を掲げまして、今後、個別施設において、長期的な維持管理やその必要性、また、適正な規模等を十分検討し、それらを踏まえた公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めてまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、パブリックコメントで寄せられました意見を反映いたしまして、今年度末の3月末までに本計画を策定したいと考えているところでございます。

以上で、計画内容（素案）につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これ、計画策定されるっていうことで、今、説明いただいたんですけども、基本的な整備の考え方についてこういうふうに述べられていますけども、具体的な建物等の管理の計画っていうのは、例えば長寿命化計画やったら、これは計画をつくるっていうふうになっているんですけども、それ以外の部分についてのハードの計画っていうのはどういうふう

になるんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 この公共施設管理計画、できましたら、各担当課がございます。特に、今、説明しましたように、公共施設、非常に古くなっている、特に学校関係は古くなっております。そうしたら、例えばです、そうしたら教育委員会でこの資料を見て、この基本原則にのっとって、今後どうしていくのかという課題がありますので、それを担当課でそれぞれ詰めていくと。それで、保育園なら保育園、幼稚園なら幼稚園。それで、今、橋梁につきましては、もう橋梁のこの計画できておりますので、やっていきます。あと、道路関係。道路関係につきましては、舗装等がございますけども、これはもう適宜やっていっております。上水道のほうでは、今、アセットマネジメント計画、今年度に策定する予定となっておりますので。それ以外の分については、やはり担当課において問題意識を持って今後計画をつくっていくと。また、その計画時には、その部署、部署によってはやっぱり大きな計画もございます。例えば学校関係でしたら、大きな計画ありますので、これについては、当然、議会ともご相談、教育委員会ともご相談申しあげながらやっていくと、こういうことになってこようと今のところ考えておりますので。また折々に、また方針決まりましたら担当常任委員会にもご報告申しあげたいと思っております。

木澤委員 そのときに財政計画も一緒に出してくれはるんですかね。

副町長 今現在、10年計画の財政推計を出しております、いつも。財政計画は、その年度、年度によって、やはりいろいろな事業入ってきたら変えていっておりますので。例えば学校どうしようかということが決まったときには、その財政計画に基づいて推計はやっていきます。今、例えばこの資料27ページ見ていただいたらいいんですけども、27ページに、例えばインフラ施設の整備の試算というのはやっておりまして、今後、40年間でやはり約420億円要りますよと、今のままでいったら、当

然要ってくると思います。そうしたら、10年ならしますと、約10億になってきます。そこへ、それ以外の道路も当てていったら、やっぱり12、3億。そうしたら、それだけの建設事業に町財政としてつぎ込めるのかという問題になってきます。そうしたら、つぎ込める金額はどれぐらいか。そのときに、今、申しあげました、公共施設を当然どうしていくのか、縮減するのか、減らしていくのか、また、廃止するのか、こういう大きな議論がありますので、それらについては、今、ここで申しあげるよりも、担当課、担当課って、やはりその部署、部署で考えて、議会ともご相談申しあげる大きな問題だということをご理解いただきたいと思います。そのときには、当然ながら、公共施設だけでは財政の問題は絶対に解決しません。そうしたら、これからふえていく保険料、後期高齢者、介護保険、また子育ての問題、扶助費、どんどんふえてきていますけども、それらをどうしていくのか。あれもこれもやっていく時代なのか、そうではないのか。これらも大きな問題として、議会の皆さんにご議論申しあげたいと考えております。

木澤委員 おっしゃるように年次計画までにするとちょっと大変やと思いますので、概算でどれぐらいの予算が必要かっていうぐらいはわかるような形で出していただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)平成29年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を求めます。本庄税務課長。

税務課長 それでは、平成29年度税制改正大綱(地方税関係)の概要につきまして、ご報告いたします。

本日ご報告を申しあげます内容につきましては、昨年の12月に国において取りまとめられました平成29年度の税制改正大綱のうち、地方

税に関係するものを抜粋して、その概要を説明させていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

それでは、恐れ入りますが、資料3をごらんいただけますでしょうか。資料に沿って、ご説明をいたします。

初めに、個人町民税に関する改正内容といたしまして、(1)配偶者控除・配偶者特別控除の見直しでございます。経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税に関する見直しが検討される中で、就業調整をめぐる課題への対応、また、担税力の調整の必要性の観点から見直しを行うものでございます。

具体的には、資料に改正前と改正後のそれぞれの控除額を整理させていただきますいておりますが、まず1つとして、配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額につきまして、控除額33万円の対象となる上限額について、45万円、給与収入110万円未満から90万円、給与収入155万円以下に、また、控除の対象となる上限額につきまして、76万円、給与収入141万円未満から123万円、給与収入で約201万円以下にそれぞれ引き上げを行うものでございます。また、2つとして、合計所得金額が900万円、こちら、給与収入で約1,120万円となりますが、その金額を超える納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額につきまして、逡減・消失する仕組みを設けるものでございます。納税義務者の方の合計所得金額が950万円、こちら、給与収入約1,170万円以下の場合は控除額をそれぞれ3分の2に、1,000万円、給与収入約1,220万円以下の場合は3分の1に、1,000万円を超える場合には控除がなくなるというものでございます。適用は、平成30年分の所得に係ります平成31年度以後の個人住民税からの適用となります。なお、この改正による町税への影響でございますが、課税状況等からの試算で約200万円の減収を見込んでおります。なお、その減収分につきましては、全額国費で補てんされることとなっております。

続きまして、裏面、2ページにお移りいただきまして、(2)積立NISAの創設でございます。少額投資非課税制度、NISAにおいて、少額からの積立・分散投資を促進するため、これらに適した一定の投資

信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う積立NISAを創設するものでございます。年間投資上限額は40万円、非課税期間は20年で、投資可能期間は平成30年から平成49年までの20年間となっております。また、現行のNISAとの選択適用となっているところでございます。

続きまして、特例措置の適用期限の延長の関係でございます。

まず、(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例でございます。国や地方公共団体等への土地の譲渡、開発による宅地造成地内の土地の譲渡など一定の長期譲渡所得に係る税率を軽減する本特例措置につきまして、その適用期限を、平成32年度まで3年間延長するものでございます。

また、(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例につきましては、その適用期限について、平成33年度まで3年間延長するものでございます。本特例は、農業を営む個人等が、肉用牛を家畜市場あるいは中央卸売市場等で売却するなど一定の条件を満たしたものにつきまして、1頭当たりの売却価額が100万円未満であれば、年間の売却頭数1,500頭まで住民税を免除するものというものでございます。本町において、本特例措置の対象者はございません。

続きまして、(5) 指定都市所在道府県から指定都市への税源移譲についてでございます。平成26年に成立いたしました第4次地方分権一括法により県費負担教職員の給与等の負担事務が都道府県から指定都市に移譲されることに伴い、指定都市に住所を有する者の所得割の標準税率につきまして、道府県から指定都市に税率2%相当分を税源移譲するものでございます。適用は、平成30年度以後の個人住民税からの適用となります。本町の町民税には直接影響はございませんが、市町村民税の所得割額を給付の受給要件あるいは利用者負担の決定等の基準として利用しております福祉・教育制度等におきまして、条例改正等、指定都市から転入された場合などに対応が必要となりますことから、関係各課には既に情報の提供も行っているところでございます。

続きまして、固定資産税・都市計画税に関する改正内容でございます。

初めに、(1) 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設

でございます。保育の受け皿整備の促進のため、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づきます国の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を整備する場合には、当該施設の用に供する固定資産税及び都市計画税につきまして、課税標準を、最初の5年間、市町村の条例で定める割合等に乗じて得た額に減額をするものでございます。本特例措置の条例委任に係ります法律で示す一定の特例割合は、2分の1となっているところでございます。

続きまして、(2)被災代替家屋及び償却資産に係る減額措置等の創設でございます。震災等の事由により滅失あるいは損壊した家屋及び償却資産にかわるものとして、当該震災等に際し、被災者生活再建支援法が適用されました市町村の区域内で取得いたしますものに係る固定資産税及び都市計画税につきまして、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までに取得したものに限り、最初の4年間、2分の1に減額するものでございます。

続きまして、3ページにお移りいただきたいと思っております。(3)被災住宅用地に係る特例措置の拡充についてでございます。住宅が震災等の事由により流出・損壊した土地につきまして、当該土地が被災市街地復興推進地域内に存する場合であつてやむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められる場合には、現行2年分である当該土地を住宅用地とみなす措置を、震災等の発生後4年度分に拡充するものでございます。先ほどの被災代替家屋等の減額措置とともに、これらの改正につきましては、災害に関する税制上の措置の常設化として創設・拡充するものでございます。両措置とも、平成28年4月1日以後に生じた震災等の事由によるものについて適用となるものでございます。

次に、(4)耐震改修等を行った住宅に係る減額措置の拡充でございます。耐久性等に優れた良質な住宅ストックの形成を促進するため、長期優良住宅の認定を受けて耐震改修及び省エネ改修を行った一定の住宅に係る固定資産税につきまして、改修工事が完了した翌年度分の減額措置を、耐震改修を行った場合には現行2分の1から3分の2に、省エネ改修の場合につきましては現行3分の1から3分の2に、それぞれ拡充

をするものでございます。それぞれ、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に改修工事が行われた家屋について適用となるものでございます。

次に、(5) 市民公開緑地、こちら仮称でございますが、この緑地の認定制度の創設に伴う課税標準の特例措置の創設でございます。公園緑地の整備等における民間活用を図るため、民間事業者等で指定を受けた緑地管理機構が土地を所有し、または無償で借り受けて市民公開緑地を設置及び管理する場合につきまして、その用に供する土地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を、最初の3年間、市町村の条例で定める割合を乗じた額に減額するものでございます。本特例措置は都市緑地法の改正を前提としたものでございまして、当該法律等の一部を改正する法律の施行日から平成31年3月31日までに設置した市民公開緑地についての適用となります。また、本特例措置の条例委任に係ります法律で示す一定の特例割合は、3分の2となっております。

続きまして、軽自動車税に関する改正内容につきまして、初めに、(1) 軽自動車税におけるグリーン化特例、軽減措置の延長でございます。燃費性能の優れた新車に限ります軽自動車を取得した場合に、翌年度分の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例につきまして、対象範囲を見直した上で、平成31年度まで、2年間延長するものでございます。資料の表の中で、その見直し部分を下線でお示ししておりますが、50%の軽減の区分では、2020年度燃費基準に対しプラス20%からプラス30%以上燃費性能がよいものに、また、25%の軽減の区分では、基準よりプラス10%以上燃費性能がよいものに、それぞれ見直しを行うものでございます。この対象範囲の見直しによる町税への影響額は、平成28年度の課税実績ベースで試算をいたしますと、約40万円の増収となるところでございます。

裏面、4ページにお移りいただきまして、(2) 不正行為に起因し納付不足額が発生した場合の賦課徴収の特例についてでございます。自動車製作者等の不正行為に起因して軽自動車税の納付不足額が発生した場合につきまして、当該自動車製作者等が納付不足額を納める義務があるものとするものでございます。適用は、平成29年度以後の軽自動車税

についての適用となるところでございます。

最後に、その他といたしまして、その他法令の改正による条文整理等所要の改正でございます。今回の税制改正におきましては、地方税法を初め、所得税法、租税特別措置法等の法令改正が予定されておまして、これらの関係法令の改正において、項番号あるいは号番号等の繰り上げや繰り下げ、また、条文の整理等も行われますことから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、平成29年度税制改正大綱（地方税関係）の概要の説明とさせていただきますが、今後、関係法令の改正内容等の確認を行います中で、本年4月1日からの適用を必要とする改正につきましては、3月31日付で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 ちょっと教えてほしいんですけども、この（４）の耐震改修等の減税措置ですね、これ、適用ってどれぐらい、例えば昨年度で言うところと、わかれますか。

税務課長 まず、耐震改修のほうでございます。平成28年度、今年度が1件、27年度が3件、26年度が1件でございます。省エネ改修につきましては、26から28年度、実績がないと、軽減をさせていただいている実績がないというところでございます。

木澤委員 ちょっと担当委員会と違うんですけども、耐震改修については、これまで、町のほうも補助金つけて取り組んできているっていうのもありますので、せっかくこういうふうに減額がふえるんですしたらですね、これもアピールして、改修が進めていただけるような取り組みを、また、周知をしていっていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4) 企業版ふるさと納税の受入れについて、理事者の報告を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、財政課から、企業版ふるさと納税の受入れについて、ご報告を申しあげます。資料4をごらんいただけますでしょうか。

昨年12月に、斑鳩町に対して企業版ふるさと納税をしたいとの企業からの申し出がございました。その詳細につきましては、1. 企業版ふるさと納税申出者のところでございますが、まず、法人名が小城製薬株式会社、代表者が代表取締役社長の小城忠明様であり、大阪府中央区道修町に本社がある製薬会社であります。寄附申出額につきましては、7,000万円をご希望されております。なお、寄附申し出につきましては、企業として今期決算における収益見込みを考慮してのご寄附ということがございまして、決算期末である6月末までの寄附を希望されているところであります。当町への寄附理由につきましては、現社長の祖父である創業者が斑鳩町出身であり、以前から地元へ貢献したいという思いを持っておられたところ、ちょうど本年2月に斑鳩町が町制70周年を迎え、また、小城製薬株式会社におかれましても、本年3月に設立70周年を迎えられることから、このよい機会に寄附を7,000万円されたいとのこととございました。

続きまして、2. 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)概要について、その制度内容につきまして、ご説明をさせていただきます。まず初めに、①対象ですが、地方公共団体による地方創生事業に対する寄附となっております。寄附を充当する事業内容が地方創生事業に限定されておまして、下の※印のところがございますように、ここでの地方創生事業とは、国・内閣府から地域再生計画として事業認定を受けておく必要がございます。次に、②金額ですが、1企業における1事業当たりの寄附下限額が10万円と定められておまして、10万円以上の寄附

であることが必要であります。上限につきましては、対象事業費の範囲内で寄附を受け入れすることができることとなっております。次に、③優遇措置内容ですが、寄附額の約6割相当額の税の軽減措置を受けることができまして、通常の地方公共団体への寄附が約3割の軽減措置でありますので、2倍の軽減効果となっております。ただし、企業本社の立地する地方公共団体への寄附は対象外となっております。次に、④寄附受入時期ですが、認定事業実施後の当該年度以内となっております、これは、事業費を実際に支出する前の寄附受け入れを不可とし、事業費以上の寄附を受け入れできないようにするためであります。

続きまして、3. 斑鳩町における対応についてであります。過去に例のない高額のご寄附申し出で、せっかくのよい機会でありますことから、寄附者のご意向に沿えるよう、早期の受け入れに向けて、その手続きを進めているところであります。先ほど申しあげましたように、寄附受け入れには地域再生計画による事業認定が必要となっております。当町では、既に昨年9月の本委員会でご報告いたしまして12月に内閣府の認定を受けた創業支援を目的とする地域再生計画が既にあることや、また、寄附申出者の寄附の使い道のご希望が創業支援や地域活性化でありますことから、現計画の変更申請で対応することといたしました。主な変更内容につきましては、下記の事業追加となっております、まちあるき拠点用地の購入を予定しております。この用地購入によって、まちあるき拠点として、宿泊施設や店舗等の誘致を進め、滞在型観光実現による地域経済の活性化を図りたいと考えているところでございます。土地は、斑鳩町法隆寺1丁目地内に所在し、法隆寺観光自動車駐車場北側の旧農協倉庫跡地でございます。位置につきましては、裏面の2ページをごらんいただけますでしょうか。こちらが、その位置図となっております。また、表面の1ページに戻っていただけますでしょうか。次に、地積についてであります。公募面積が1,428.09平方メートル、約432坪となっております。次に、事業費についてですが、1億800万円であり、平成29年度当初予算案での予算計上を予定しております。

続きまして、資料の2枚目の3ページをごらんいただけますでしょうか

か。変更申請をいたしました地域再生計画となっております。変更点につきましては下線で表記しております。また、二重丸が企業版ふるさと納税の対象事業となっております。本計画につきましては、平成28年度から30年度までの3年計画でありまして、もともとは国庫補助2分の1の地方創生推進交付金を受けるために策定した計画であり、その交付金事業が黒丸の表記としております。先ほどご説明申しあげましたまちあるき拠点の誘致（用地購入費）につきましては、2年目の平成29年度に追加しております。また、平成29年度と平成30年度の創業促進事業補助金については、当初の計画申請の際には地方創生推進交付金事業として考えていたものでございます。しかし、計画認定の際に、交付金の対象外となっておりますことから、今回、企業版ふるさと納税の充当事業として変更したいと考えております。

報告は以上でございます。寄附申出が大変多額であり、また、受入期間の制約もありますことから、突然のご報告となりまことに申しわけございませんが、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 ちょっといくつかお聞きしたいんですけども、これ、小城さんっておっしゃるんですね。ご寄附いただけるのは非常にありがたいんですけども、これ、町長の親戚やったりするんですかね。

委員長 小城町長。

町長 昔、私のほうの先祖、小城ギドウと、そして向こうはウドウっていう方、安堵町で生活を営んでおられて、その関係から言いますと、親戚は親戚ですけども、大体古いつちゅうのか、もう関係が、あることはありますけども、古いというのはもう、うちの代と向こうの代との関係ですから、そういうことはなかなか、もう古くなっているということです。

木澤委員 一応念のために、確認のために聞くんですけども、政治倫理条例には抵触しないということでもいいんですかね。

委員長 福居財政課長。

財政課長 抵触しません。相手は法人となっております、これにつきましては問題ないものとなっております。

木澤委員 あとですね、この用地の購入費に充てるってということですけども、これ、もともとこういう計画にしていたんでなくて、ご寄附いただいて、これを変更して購入することにしたってという報告なんですよ、さっきのは。

財政課長 そのとおりでございます。

木澤委員 そうすると、7,000万円は寄附いただいた分で使うってということですけども、残りの差額分ですね、これは一般経費から捻出するっていうことになるんですね。

財政課長 今、事業費が1億800万となっております、充当が寄附の7,000万となっておりますので、残りの残額につきましては、当初予算では一般財源で計上しております。ただ、企業版ふるさと納税で、この事業認定いただきましたら、寄附がですね、全国の企業さんから受けることができるということで、できる限り、これ、周知しまして、多くの企業から寄附を集めて、一般財源を縮減したいと考えているところでございます。

木澤委員 ちょっと新年度予算の中身も踏み込んでいってしまうかもしれないので、その辺がまずかったらまた言うてほしいですけども。

購入するのにですね、この事業の書いていましたよね、何をするかっ

という、その中身って教えてもらえますか。

財政課長 事業の中身としましては、先ほど申しあげました旧農協倉庫跡地を購入しまして、その土地でですね、町が運営するわけではないんですけども、宿泊施設ですとか、店舗ですとか、そういった誘致に努めまして、民間企業さんにそこで建設していただいて、運営していただくということを考えているところでございます。

木澤委員 先日、懇談会でご説明いただいたときの資料では、モニュメント広場を整備するっていうふうになっているんですけども。

委員長 植村総務部長。

総務部長 議員懇談会で申しあげましたモニュメント広場とは、これとは全く別のもので、モニュメント広場につきましては、国道沿いの、法隆寺の駐車場から大蓮社の、国道沿いの細長い土地でございます。

(「奈良交通の向かい、歩道のところの前」と呼ぶ者あり)

委員長 それ以上は当初予算のときに言うてもうたらどうや。  
まだ何かあるんやったらどうぞ。

(「それならもういいですわ」と呼ぶ者あり)

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5)選挙時等における投票所への移動支援制度の創設について、理事者の報告を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の5番目、選挙時における投票所への移動支援につきまして、ご報告をさせていただきます。

この移動支援の創設につきましては、自宅から投票所までの間の移動支援を新年度から予定をしておるところでございます。助成制度の対象者につきましては、(1)として、介護保険被保険者で居宅サービスのうち訪問介護の通院等乗降介助、いわゆる介護タクシーを利用できる要介護1以上の方、それと、(2)といたしまして、身体障害者で斑鳩町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱に基づき町の福祉タクシー利用券を交付されている方を対象といたします。助成要件及び助成額でございますけれども、介護保険の関係につきましては、介護保険の通院等乗降介助を利用させていただき選挙時の投票に利用させていただくことを条件に、通院等乗降介助の利用に係る自己負担額及び自宅と投票所との移動に係る料金の基本料金往復分の助成を、身体障害者の関係につきましては、町の福祉タクシー利用券の交付を受けている方が選挙時の投票に利用させていただくことを条件に、自宅と投票所との移動に係る料金の基本料金往復分を助成していきたいというふうに考えております。この制度の周知につきましては、関係課と連携をいたしまして、対象者の皆様に周知を図っていただきたいというふうに考えております。

以上、選挙時等における投票所への移動支援制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員

これ、予算はどれぐらい見てはるんですかね。

総務課長

予算は、今度お出しさせていただく45万5,000円を予定しております。

木澤委員

この制度創設していただくのは非常にいいことだというふうに思いますが、今、ここで聞いてちょっとわかるかどうかあれなんですけど

も、この身体障害者の方の福祉タクシー利用券の交付を受けている方っていうのは、例えば手帳を持っている方なのか、その辺の基準っていうのはどうなっているのでしょうか。

総務課長 福祉タクシーの利用対象ということでございますけれども、下肢、体幹、移動機能等の障害程度が1級または2級の方、その、今、申しあげました方で3級以下の方につきましても、2つ以上の障害で重複した障害の程度が1級または2級にならざる方というふうな基準がございます。

木澤委員 そうすると、私、よくわからないんですけど、手帳の持つてはる方っていうことなんですか。

総務課長 それとあと、療育手帳の関係の方もございまして、重度ということで、A1またはA2の認定を受けた方というふうになっております。

木澤委員 やっていただくのは非常にいいんですけども、これに漏れてしまうような方っていうのはね、やっぱりいるんじゃないかなとは思んですけども、またそれは実施していただいて、住民さんから声があったときにはですね、検討というか、対応を考えていただきたいなと思いますので、意見だけ申しあげておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6)電子図書館サービスについて、理事者の報告を求めます。  
真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、各課報告事項(6)電子図書館サービスについてであります。

電子図書館サービスにつきましては、12月議会におきまして予算補

正をさせていただきまして、順調にその準備を進めております。平成29年度よりサービスを開始できる予定でございます。その貸し出しにつきましてなんですが、紙の本では、現在、1人8冊、14日以内としているところでありますけれども、電子書籍では、近隣の先進町であります広陵町と同じく、1人2冊、14日以内でスタートいたします。この貸出冊数が少ない点でございますけれども、これは、導入当初は特に蔵書数が少ないということでございます。

以上、電子図書館サービスについてであります。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 ほかに理事者から報告しておくことはございませんか。  
安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 法隆寺ゆかりの都市文化交流協定につきまして、まちづくり政策課からご報告申し上げます。

長 奈良時代の法隆寺の様子を記した古文書には、法隆寺の食封として、現在の姫路市、朝来市、小田原市、高崎市の4市の地域が記述され、古代から法隆寺とのゆかりがあったことを知ることができます。この4市と1町、斑鳩町には、それぞれの地域で先人たちの築き上げてきた歴史と文化があります。これらはその地域を理解する上で欠かすことのできない資産であり、そこに暮らす人たちの誇りと愛着を育む重要な要素となっています。この法隆寺の食封のえにしを契機として、歴史的・文化的資産を活用した交流を図り、それぞれの都市の魅力と活力を高めていくことが期待できます。このことから、歴史的・文化的資産を活用した交流を深めることでさらなる地域の発展につなげるため、平成29年度に、姫路市、朝来市、小田原市、高崎市、斑鳩町の4市1町で法隆寺ゆ

かりの都市文化交流協定を締結したいと考えております。締結時期は、平成29年7月22日を予定しているところでございます。

以上で、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 福居財政課長。

財政課長 財政課から、町有地の売り払いについて、ご報告を申し上げます。

昨年11月の本委員会でご報告を申しあげました興留5丁目地内、松楽園さん南側の町有地と、龍田南6丁目地内、追手西団地跡地の2つの物件でございますが、一般競争入札による売り払い手続きを進めておりましたが、平成29年1月30日までの申込受付期限までに申込者がなく、入札を取りやめさせていただきました。これまでの町有地の売却と同様に、応札がない場合には価格を下げて再度入札を実施しておりますことから、今回の2物件につきましても、平成29年度において、再度、一般競争入札により処分を進めてまいりたいと考えております。

また、11月の本委員会でご報告を申しあげました、一般競争入札や公募先着順による売却が不調に終わりました阿波2丁目地内の町有地につきまして、南側に隣接する土地の所有者と売却交渉がまとまり、その手続きが完了いたしましたので、ご報告を申し上げます。売却面積は、本町有地の公募面積390.74平方メートルのうちの一部、234平方メートル、売却価格は、425万590円であります。なお、この土地売却収入につきましては、3月議会の補正予算案に計上させていただきますと考えております。

今後とも、利活用の見込みの低い町有地の早期処分に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項について終わります。  
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、  
お受けいたします。 伴委員。

伴委員 私、以前にも委員会で質問させていただいたことがあるんですが、コ  
ミバス、昨年11月ですか、試験運行されてから、状況を知りたいと。  
結局、運賃収入がどれぐらいになっているのか、また、乗降者はどれぐ  
らいの数になる。以前の、前の体制、1台で町内回っていたときの、両  
方のやつを、ちょっと紙ベースでいただきたいんですが、そういうこと  
は可能でしょうかね。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参 資料として取りまとめまして、次回委員会までに配布のほうはさせて  
事 いただけますが、それでよろしいでしょうか。

伴委員 委員長、できましたら早い目に、何かこう、ポストのところとか、レ  
ターケースとか入れていただくというのはできますかね。どうですかね。

委員長 どうです、谷口参事。事前にレターケースのほうに入れていただくい  
うのは。大体いつぐらいになるか。

総務課参 資料のほうは早急に作成させていただきまして、今月中にはレターケ  
事 ースに入れさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

それでよろしいですか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

委員長

そうしたら、それでお願いいたします。

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前10時32分 閉会)